

平塚市建築基準条例の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第22条 学校の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものを除く。)を除く。以下同じ。)の主要な外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び防火上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第69条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第23条、第25条第2項、第26条第3項、第31条、第33条第3項、第36条第1項、第40条第2号、第45条第2項若しくは第3項第2号、第46条第1項、第47条第2項、第48条第4項、第49条第2項、第52条第2項、第57条第1項第1号、第59条、第60条第2項、第62条第1号又は第63条第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の</p>	<p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第22条 学校の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものを除く。)を除く。以下同じ。)の主要な外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び防火上支障がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(建築物の主要構造部に関する制限の特例)</p> <p>第69条 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第23条、第25条第2項、第26条第3項、第31条、第33条第3項、第36条第1項、第40条第2号、第45条第2項若しくは第3項第2号、第46条第1項、第47条第2項、第48条第4項、第49条第2項、第52条第2項、第57条第1項第1号、第59条、第60条第2項、第62条第1号又は第63条第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の</p>	<p>建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第40条第2号、第57条第1項(第3号を除く。)、第60条第2項又は第62条第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第40条第2号、第57条第1項(第3号を除く。)、第60条第2項又は第62条第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	